住民監査請求の結果の公表

第１　請求書の提出

令和４年２月８日

第２　請求の要旨

群馬県は、令和３年２月２７日に県主催事業のアートオークション「アートインキュベーション３２」（第１回）を実施したが、今年度も当該オークション関連事業に６９０万円余りの予算を組んだ。

しかし、当該事業の業務受託事業者を９月に公募したところ、応募事業者が１社もなく、事業実施の見通しが立たない状態に陥った。昨年度に業務を受託し、今年度も受託する手はずであったＡ社は、不可解にも公募に応じなかった。

それにもかかわらず、その後も業務受託事業者の手配を漫然と怠り、４か月以上経過した２月４日になって、群馬県は当該事業の中止を発表し、来年度以降の同事業の継続を撤回した。

こうした行為は、多額な予算を組んだ群馬県主催事業の執行を怠る重大な不適切行為である。

監査委員には、事実関係の監査をとおして、群馬県知事に対して県主催事業および関連予算の厳格な執行を図る措置を講じさせることをお願いしたい。

第３　監査委員の判断（請求人に通知した内容）

１　監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

２　理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「地自法」という。）第２４２条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な次の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

（１）　公金の支出
（２）　財産の取得、管理又は処分
（３）　契約の締結又は履行
（４）　債務その他の義務の負担
（５）　公金の賦課又は徴収を怠る事実
（６）　財産の管理を怠る事実
（７）　（１）～（４）の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合

本件措置請求において、請求人は、県が当該オークション関連事業の予算を組んだにもかかわらず、受託事業者を公募したところ応募事業者が１社もなかったため当該事業を中止したことについて、多額な予算を組んだ群馬県主催事業の執行を怠る重大な不適切行為であると主張していると解される。

しかしながら、請求人が主張する当該行為は、地自法第２４２条第１項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当するものとは認められない。

よって、本件措置請求は、その余を判断するまでもなく、地自法第２４２条第１項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。